

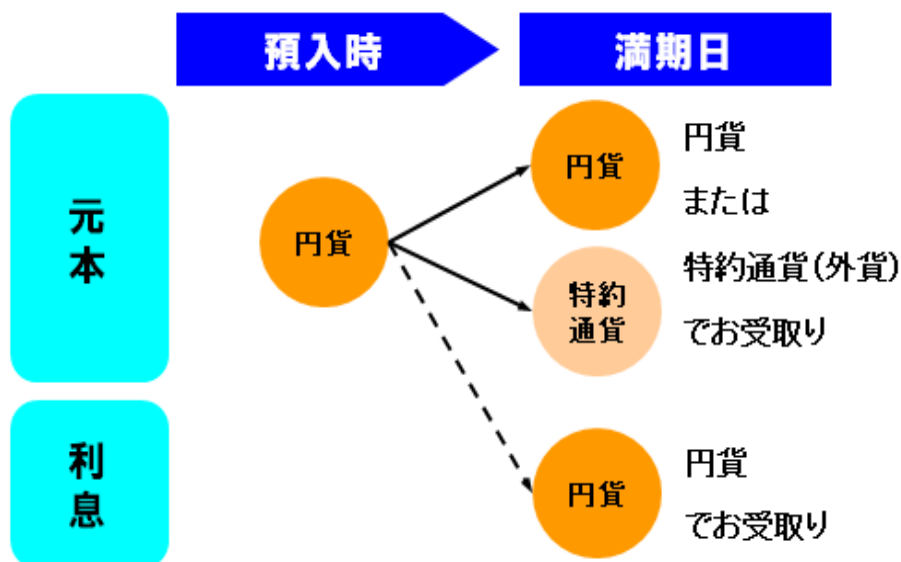
元本通貨変動型円仕組預金 <愛称:コイントス>

契約締結前交付書面

(この書面は、法令等に基づく契約締結前交付書面です。)

この書面をよくお読み下さい。

- この預金は、当社が特約の実行を決定した場合には、円貨でお預け入れ頂いた元本を、お預け入れ時にあらかじめ定められた為替レート(特約レート)にて特約通貨に交換し、満期日に払戻しする仕組預金です。なお、特約の実行に関わらず利息は円貨にて支払われます。
- お客さまは、この預金の元本の払戻通貨を円貨または特約通貨に決定する権利を当社に付与することになります。(お客さまに、この預金の元本の払戻通貨を決定する権利はございません。)
- この預金は預金保険制度の対象です。ただし、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。



この預金の注意点

- この預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替

住信SBIネット銀行

レート(特約レート)で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

- この預金は、原則として中途解約はできません。
ただし、当社がやむを得ないものと認めてこの預金の中途解約に応じる場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。お客さまにご負担いただく調整金の額は、中途解約時の市場実勢に応じて変動しますので、預入時点では確定していません。また、中途解約時の市場実勢によっては、この預金は、大きく元本割れする可能性があります。詳しくは、後記「中途解約について」をご参照ください。
- 必ず、満期日まで使う予定のない、余裕資金でお預け入れください。

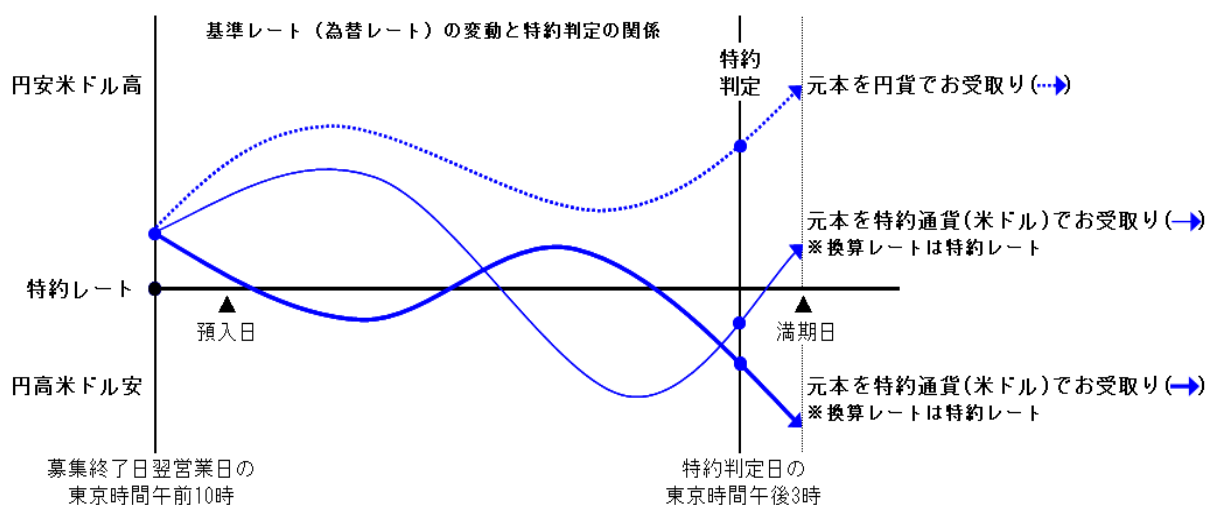
手数料について

- この預金へのお預け入れ・お引き出しに際し、お客さまにご負担いただく手数料はございません。ただし、満期日前にこの預金を解約される場合には、中途解約に伴う調整金をお客さまにご負担いただきます。中途解約に伴う調整金についての詳細は、後記「中途解約について」をご参照ください。

為替相場の変動による元本割れ可能性および円安メリット放棄について

- 本預金には為替相場の変動による元本割れのリスクがあります。満期時において、この預金の元本が特約通貨にて払い戻される場合には、お客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で元本が特約通貨に交換される可能性が高くなります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにて円貨に交換すると、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

特約通貨が米ドルの場合



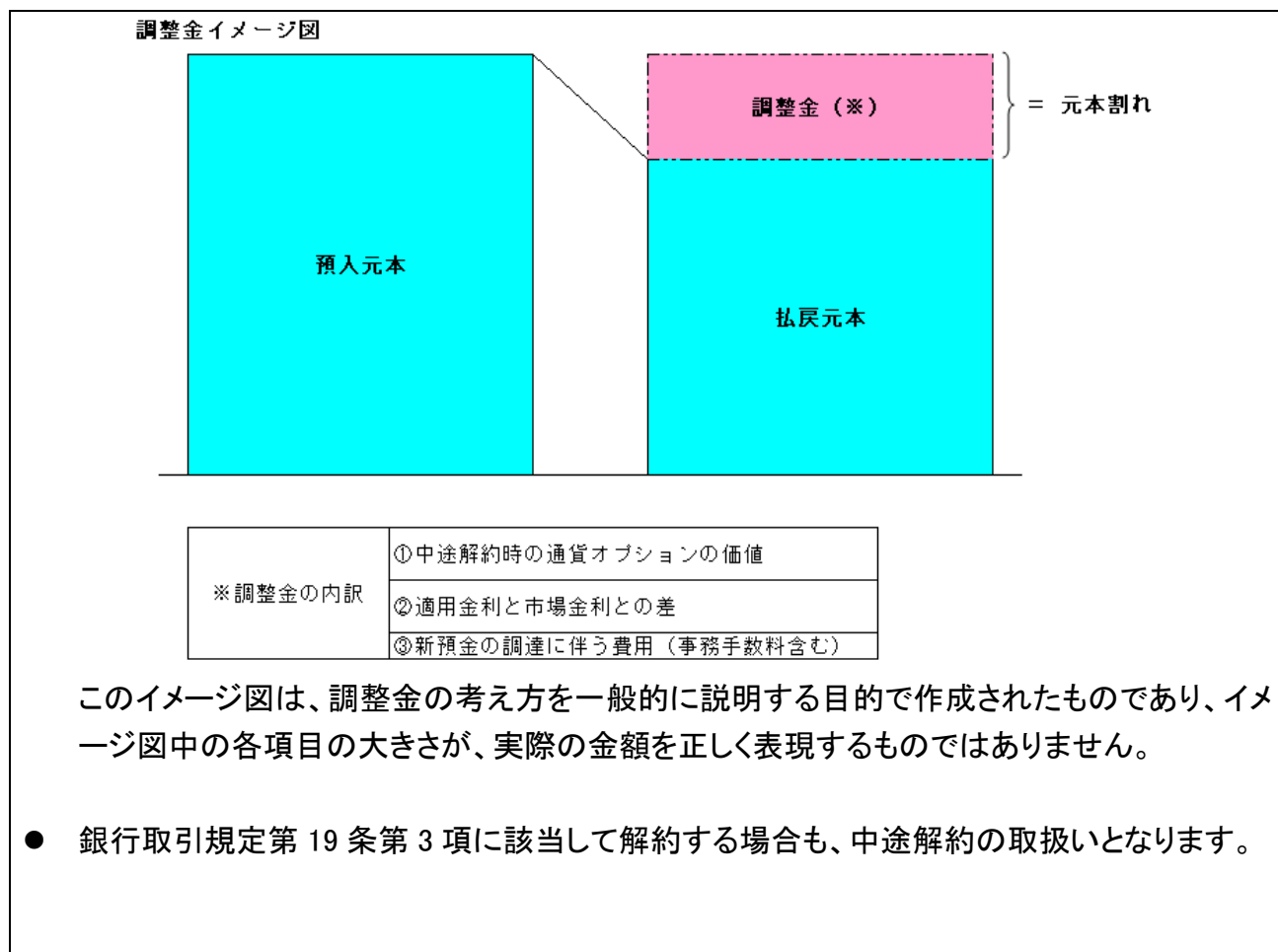
特約判定方法について

- 特約判定日(原則として満期日の2営業日前)において、特約判定日の基準レート(東京時間午後 3 時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート)が特約レートよりも円高である場合、満期時にお客さまに払い戻される元本の通貨は特約通貨(外貨)となります。一方、特約判定日の基準レートが特約レートと同値かあるいは円安である場合、満期時にお客さまに払い戻される元本の通貨は預入通貨(円貨)となります。
- 特約レートは、募集期間終了日翌営業日の東京時間午前 10 時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レートとなります。

中途解約について

- この預金は、原則として中途解約できません。
- お預入れいただいてからご解約までの経過利息についてはお受取りいただけません。
- 当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から最終満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。この場合、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。
- お客さまの中途解約依頼に対し、当社がやむを得ないものと認めそれに応じる場合、当社は中途解約日から満期日までの期間に対応する同条件の預金を新たに調達しなければなりません。この預金を中途解約される場合、中途解約日から最終的な満期日までの期間に対応する、中途解約される預金と同一条件の預金を新たに調達するか、または調達したと仮定した場合に必要な調整金(中途解約時の市場金利およびその変動率などをもとに当社所定の計算式により算出される費用)について、お客さまにご負担いただくこととなります。
- この預金の中途解約をされるお客さまにご負担いただく調整金は、
 - ① 中途解約時の通貨オプションの価値
 - ② この預金の適用金利と中途解約時の残存期間に対応する市場金利との差
 - ③ 新預金の調達に伴う費用(事務手数料含む)により構成されますが、特に①と②が大きな割合をしめることになり、それらは満期日までの期間や中途解約時の市場実勢に依存します。一般的に、預入通貨(円貨)と特約通貨(外貨)との間の為替レートが円高になればなるほど、また為替の変動性が高くなればなるほど①にかかる費用が高くなり、また、中途解約時における残存期間に対応する市場金利が適用金利よりも高い場合②を要因として生じる費用が高くなります。

住信SBIネット銀行



[商号・住所]

住信 SBI ネット銀行株式会社 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー18 階

商品概要説明書: 元本通貨変動型円仕組預金

2008年12月4日現在

商品名(愛称)	元本通貨変動型円仕組預金 * 募集型の商品です。(※)印の項目は、募集の都度設定します。 詳細は募集要項をご確認ください。
ご利用いただけるかた	当社に口座を開設いただいている個人、法人のお客さまで、外貨預金をご利用いただけるお客さま * 個人のお客さまについては、未成年のお客さまはご利用になれません。
募集期間(※)	募集の都度、一定期間の募集期間を設定し、募集期間中に申込みを受付けます。申込み受付後、募集期間終了日までの間は申込みの取消しを行うことができます。 * 募集期間終了日翌日から預入日までの間、お申しいただいた購入金額について、代表口座円普通預金からの出金を制限させていただきます。代表口座円普通預金の残高が預入金額に満たない場合、お申込みをなかったものとして取扱いますので、募集期間終了日までに預入金額相当額をご入金ください。 詳細は募集要項をご確認ください。
預入期間(※)	自動継続のお取り扱いとはございません。 詳細は募集要項をご確認ください。
預入日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
満期日(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
預入方法	代表口座円普通預金からの振替による預入れとなります。 * この預金は目的別口座ではお取扱できません。
預入単位(※)	詳細は募集要項をご確認ください。
特約の内容	この商品には、満期時に、預入通貨と異なる通貨(これを「特約通貨」といいます。)で元本を払戻す当社の特約がついています。 特約を実行した場合、特約通貨で元本を払戻します。
預入通貨	円貨
特約通貨(※)	募集の都度、米ドル、ユーロ、豪ドル、NZドルのいずれかを設定します。 詳細は募集要項をご確認ください。
基準レート	東京時間午後3時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに当社が定める為替レート。
特約レート	特約実行を判定するための基準となる預入通貨と特約通貨間の為替レート、かつ特約実行時の預入通貨から特約通貨への交換レート。 特約レートは、募集期間終了日翌営業日の東京時間午前10時における預入通貨と特約通貨間の実勢為替レートをもとに、当社所定の一定の幅を加えた形で決定します。
特約の判定と元本払戻方法	特約判定日の基準レートが特約レートより円高の場合、この特約は実行され、満期日に元本を特約レートで特約通貨に交換し、代表口座の該当通貨の外貨普通預金に振替えます。 特約判定日の基準レートが特約レートと同じか円安の場合、この特約は消滅し、満期日に元本を円貨のまま代表口座円普通預金に振替えます。 特約判定日は、原則として満期日の2営業日前とし、募集の都度、設定します。
元本の払戻に関するご注意	特約の実行により払戻通貨が特約通貨となった場合、実勢為替レートよりもお客さまにとって不利な為替レート(特約レート)で、この預金の元本が特約通貨に交換されるリスクがあります。この場合、特約通貨にて払い戻された元本を払戻時の実勢為替レートにより円換算した金額が、預入時の元本金額を下回り、円貨ベースで元本割れとなる可能性があります。

住信SBIネット銀行

適用金利(※)	為替相場・市場金利の動向に応じて、募集の都度、設定します。 お預け入れ日から適用され、預け入れ時の金利は満期日前日まで付利されます。 詳細は募集要項をご確認ください。
利息の計算方法	1円を付利単位とし、預入日から満期日の前日までの実日数および預入時の約定利率によって、1年を365日として日割り計算します。
利息の受取方法	満期日に代表口座円普通預金に一括して振替えます。
手数料	手数料はかかりません
外国為替取引において負担する為替コスト	<p>特約通貨(外貨)にて払い戻された元本を売却して円貨にする場合、外国為替レート(売却レート)には以下の金額を上限とする当社所定の為替コストが含まれます。</p> <p>米ドル 1米ドルあたり6銭以下 ユーロ 1ユーロあたり14銭以下 豪ドル 1豪ドルあたり24銭以下 NZドル 1ニュージーランドドルあたり24銭以下</p> <p>売却レートは当社WEBサイトにてご確認ください。</p>
中途解約	<p>原則、中途解約はできません。</p> <p>当社がやむを得ないものと認め中途解約に応じる場合、元本金額から調整金(中途解約に伴い発生する解約日から満期日までのこの預金に内蔵されたデリバティブの再構築額およびそれに伴う費用を当社所定の計算により算出した金額)を差し引いた金額を、お客さまの代表口座円普通預金へ入金します。この場合、市場環境等によっては、大きく元本割れとなる可能性が非常に高くなります。</p>
課税関係(個人)	利息に対して20%(国税15%、地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税)。マル優のお取扱いはありません。
預金保険制度	この預金は預金保険制度の対象です。ただし、特約の実行により、満期日に、元本を特約通貨に交換し、外貨普通預金に振替えた場合には、預金保険制度の対象外となります。
付加できる特約事項	ございません。
認定投資者保護団体	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体は全国銀行協会です。
その他	<ol style="list-style-type: none"> ① お預入れ時に契約締結時交付書面を交付します。 ② 通帳およびステートメントの発行はありません。残高および預入明細については当社WEBサイトにてご確認ください。 ③ 当座貸越の担保としてご利用いただけません。 ④ この預金は、市場環境等によりお取扱いを中止することがあります。当社WEBサイトにて申し込まれた後であっても、募集終了日までの市場環境等により、お取扱いを中止することがあります。 ⑤ 当社では、お客さまのお申出および当社の承諾により特定投資家のお客さまを一般投資家としてお取扱いさせていただき期間の末日ならびにお客さまのお申出および当社の承諾により一般投資家のお客さまを特定投資家としてお取扱いさせていただき期間の末日を、毎年8月末とします。
お問い合わせ先	<p>カスタマーセンター(0120-953-895(通話料無料) または 03-5363-7373(通話料有料)) までお問い合わせください。</p> <p>受付時間: 平日9:00~19:00 / 土・日・祝日9:00~17:00 (12月31日、1月1日~3日、5月3日~5日を除く)</p>

(※)印の項目は、募集の都度、設定します。